

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊勢原市長

市町村名 (市町村コード)	伊勢原市 (14214)
地域名 (地域内農業集落名)	高部屋地区 (坊中、馬場、藤野、洗水、新田、宝地・九沢、原、宮下、川上、峰岸、×引、辻・秋山、山王原、中丸、石倉、子易)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月22日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ①令和2年7月の人・農地プランアンケート調査結果によると、高部屋地区内の4割が農地の扱いに困っており、かつ、約8割が農業後継者がいない・未確定という状態であることから、今後、農業衰退化及び遊休農地の増加が加速してしまう傾向にある。今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積(6.8ha)よりも、回答者の平均年齢を超える農業者(72才以上)で後継者がいない農業者の耕作面積(21.6ha)の方が14.8ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ②多くの農産物や、県内有数の酪農地域であるが、観光施設等がなく、個人ごとの事業展開にとどまっており、地域のまとまりとしての取り組みが見えない。
- ③高低差が多い地域のため、農地の分散による移動の負担が大きい。
- ④軽トラックが入ることができない接道しかない農地がある。
- ⑤当地区の酪農家は、既にかかなりの面積で飼料作物を栽培しているため、これ以上面積を広げることは難しい。
- ⑥労働力が必要だが、人を雇う資金的な余裕がない。

【地域の基礎的データ】

- ①主要な農産物:露地野菜、水稻、畜産、飼料作物
- ②農業者:中心経営体11人、認定新規就農者1人

(2) 地域における農業の将来の在り方

当該地区は、大山と並び本市の観光地である日向地区を頂として、総合運動公園や県立射撃場、大学や民間研究施設などの施設が豊富で、山際や里地では果樹や野菜、平野部では酪農や水稻など、バラエティーに富んだ農業が営まれている。

また、全線開通の整備が進んでいる新東名高速道路の伊勢原大山インターチェンジを中心に、厚木秦野道路(国道246号バイパス)の建設も計画されているなど、広域幹線道路のネットワークの拠点として関係人口の流動が見込まれることから、JAと地域農業者が運営する農産物直売所や県内でも有数の規模を誇る市民農園、日向地区のみかん狩りや谷戸田保全整備事業などの農業資源を生かし、農地利用の最適化を推進していく。

- ①戦略的な産地化や高収益作物の導入についての地域の取組の検討を進める。
- ②有機農業の段階的な導入を検討する。
- ③地域の中心経営体等への農地の集積・集約化を推進するとともに、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進する。
- ④新規の担い手が参入しやすいように、農地バンク等の情報に、使用可能な農業施設や接道の有無などの付加価値のある情報を加えるとともに、ある程度まとまった農地の情報を提供できるよう情報の集約化に向けた取組を進める。
- ⑤廃農する農家と担い手や新規就農希望者等とのマッチングによる経営委譲(農地、機械、販路、技術など)の取組を検討する。
- ⑥多様な経営体の確保として、定年退職者や半農半X等が農業参入しやすい仕組み作りを検討する。
- ⑦観光としての農業を楽しめるように地域単位での取組を検討する。
- ⑧基盤整備については、必要となる地域を検討し、地元自治会を通して要望をあげ、段階的に取り組んでいく。
- ⑨県補助制度等を活用し、スマート農業の導入を検討する。
- ⑩援農ボランティアの導入の検討、農福連携の活用等による労働力の補填を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域(予定)

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	約100 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	約100 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>①農業振興地域内の農用地区域を基本のエリアとする。</p> <p>②農用地以外の農地については、農地を巡る周辺地域の動向や、担い手の意向、ニーズ等を勘案し、適切に対応する。</p> <p>③保全・管理等のエリアについては、地元で慎重な協議を積み重ね、今後必要な場合は適切に設定する。</p>
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <p>①農地中間管理機構を活用して、中心経営体等を中心に農地集積・集約化を図るとともに、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の積極的な受入れを促進させる。</p> <p>②入作希望者にまとまった農地を提供することを想定した農地の集約化の取組を進める。</p>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>農地中間管理機構への農地の貸し付けを推進するとともに、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>基盤整備については地元や地権者の同意が必要となることから、整備の必要性や優先度については、地域により地元自治会等と調整を行い、地域としての要望をまとめ、段階的に取り組んでいく。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>定年退職者や半農半X等の小規模での農作業を希望する者が農業参入しやすくなるように、就農制度の見直しや地域による受入の環境づくりに向けた取組を検討する。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>①農業者の高齢化による労働力の減退や、中心経営体の農地の規模拡大に向けた労働力の確保のため、援農ボランティア制度の導入を市、JA等の関係機関により検討する。</p> <p>②県の農福連携マッチング事業の活用による、福祉事業所への作業委託を検討する。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策について、関係機関・地域で連携して取り組んでいく。
- ②有機農業は、新規就農者の受入等により段階的に取り組んでいく。
- ③県補助金等の活用によるスマート農業の段階的な導入を検討する。
- ⑤観光周遊等と連携させ、古くから行われているみかん狩りを推進する。
- ⑦谷戸田保全整備事業(田んぼのオーナー制度)を継続的に実施する。
- ⑧使われていない農業用施設等の情報を集約化し、地域の担い手等との利用のマッチングを推進する。
- ⑨飼料や肥料の好循環を確保するため、農地の集約化等による栽培作業の効率化や堆肥等を活用した営農環境の向上を図るとともに、大田地区に次ぐ規模を有する畜産業と耕種農業を連携させる。
- ⑩充実する交通ネットワークを生かし、八幡谷戸ふれあいガーデン(市民農園)の利用促進を図る。